

建設工事等の総合評価落札方式における 価格以外の評価点の公表時期の見直しについて

総合評価落札方式の入札において、価格以外の評価点の公表時期の見直しを行い、入札手続き期間の短縮と事務手続きの円滑化を図る。

1. 現状と課題

- 総合評価落札方式の入札は、価格以外の評価点の公表、疑義照会・回答、決定を行った後に開札を行うことから、受注希望型競争入札と比べ多くの手続きと時間を要している。
- 総合評価落札方式は、開札前に価格以外の評価点とともに入札者名が公表されていることから、不調の場合に再入札を行うことができず、再度公告を行うこととなる。
- 再度公告により、さらに約 40 日間を要するため、配置予定技術者を長期間拘束するなど、応札者の過度の負担となっている。

2. 見直し内容

- 価格以外の評価点の公表、疑義照会を予定価格の公表、疑義申立てと併せて開札後の 1 回に統一する。

3. 効果等

- 入札手続き期間の短縮
- 円滑な事業執行、配置技術者の拘束期間長期化の軽減

4. 実施時期

平成 31 年 4 月の公告案件から適用
(ただし、技術提案型の総合評価落札方式を除く)